

平成 26 年度競争的資金等不正防止計画

平成 27 年 3 月 6 日

東京家政学院大学は、(以下、「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)」を踏まえ、競争的資金等(各省各庁から配分される競争的資金(各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。)等)の適正な運営・管理を行うため「不正防止計画」を策定する。

本学全体として不正の発生を抑制出来るよう、常に公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。

	不正の発生する要因	不正防止計画
I. 責任体系の明確化		
1	責任体系が明確でない。	責任体系を明確にするための規程等を整備し、責任体系をホームページ上で公開する。
II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
1	競争的資金等の運営・管理に関する行動規範が整備されていない。	東京家政学院大学教員の倫理規範に加え、行動規範を整備する。
2	競争的資金等が公的資金であるという意識が希薄である。	競争的資金等の適切な執行管理について、コンプライアンス教育等において周知する。
3	不正とみなされる行為についての理解が不十分である。	過去の実例も挙げ、コンプライアンス教育等において不正は教員及び本学にも深刻な影響を及ぼすことを周知する。
III. 競争的資金等の適正な運営・管理		
1	競争的資金等の執行に係る手順が明確でない。	手続きに関する分かりやすい手引き等を作成する。
2	出張について、出張実態の把握が不十分である。	宿泊の実態、特急列車の使用について証明となるものの提出を、今後、検討する。
IV. 情報発信・共有化の推進		
1	不正使用等に関する内外からの通報窓口があいまいである。	受付窓口及び受付管理者の連絡先をホームページ上等で明らかにする。
V. モニタリング及び監査		
1	不正が発生する要因に対してのモニタリングが不十分である。	従来 of 監査以外に、リスクアプローチ監査を実施する。